餃子の王将
日本を美味しく
GYOZA OHSHO

第47回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置について

- 健康状態にかかわらず、ご来場をお控えください。また、会場の定員が少ない（お席の間隔をお空けするため）ので、ご来場いただいてもご入場いただけないことがございます。
- 議決権行使については、事前行使をお願いいたします。また可能な限り、インターネット、スマートフォンでの事前行使をお願いいたします。
- 開催時間を短縮するため、目的事項の時間、質疑の時間を短縮させていただきます。
- 事業報告等の詳細は、当招集ご通知P.23～、あるいは当社HP上においても開示させていただきます。

開催情報

[日時]

2021年6月29日（火曜日）
午後1時（受付開始：正午）

[場所]

京都市東山区粟田口華頂町1（三条けあげ）
ウェスティン都ホテル京都 西館4階
瑞穂の間

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

2021年6月28日（月曜日）午後6時まで

CONTENTS

社会的使命・経営理念 …… 1
招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 9
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
[添付書類]
事業報告 …… 23
計算書類等 …… 45
監査報告書 …… 51
よくあるご質問 …… 57

証券コード：9936

株式会社 王将フードサービス

社会的使命・経営理念





200号飯塚西町店(福岡県)

社 会 的 使 命

快適な食空間、心温まる接客、
そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。
私たちは、それらを高品質で提供しながら、
低価格で実現する努力を行う事によって、
より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を使命とします。

餃子の王将
日本を美味しく
GYOZA OHSHO





にんにく
激増し餃子
ポスター

経 営 理 念

お客様から「褒められる店」を創ろう!

その実現に向けた努力こそが私達を成長させ、
私達に幸せをもたらし、
社会への貢献につながる
原点である。

株式会社 王将フードサービス

株 主 各 位

（証券コード　9936）
2021年6月8日

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
株式会社 王将フードサービス
代表取締役社長　渡邊 直人

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っておりますが、株主総会の重要性に鑑み慎重に検討した結果、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、本株主総会を開催させていただくことといたしました。

しかしながら、株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、**株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は、極力お控えくださいますよう**お願いいたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬具

記

❶日　　時　**2021年6月29日（火曜日）　午後1時（受付開始:正午）**

❷場　　所　京都市東山区粟田口華頂町1（三条けあげ）
ウェスティン都ホテル京都　西館4階　瑞穂の間
（末尾記載の定時株主総会会場のご案内をご参照ください。）

❸目的事項　**報告事項**
1. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役9名選任の件
第3号議案　監査役3名選任の件

以　上

招集ご通知

議決権行使等についてのご案内

書面（郵送）によるご行使



行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

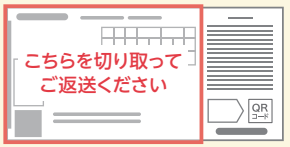

電磁的方法（インターネット）によるご行使

「スマート行使」によるご行使



行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時受付分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQR コード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



▶詳細につきましては**7頁**をご覧ください。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時受付分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

▶詳細につきましては**8頁**をご覧ください。

● 議決権行使のお取り扱い

1. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
   なお、インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ	議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

【株主様へのお願い】

1. 議決権行使について

   事前行使をお願いいたします。また可能な限り、インターネット、スマートフォンによる議決権行使をお願いいたします。

   議決権行使書面による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。

   そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権の行使をお願いいたします。

2. 総会当日の運営について

ご来場される場合でも、感染防止のための対応にご協力をお願いいたします。ご協力いただけない株主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。

・受付及び会場入口付近等にアルコール消毒液を配備いたしますので、ご使用のご協力をお願いいたします。
・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いいたします。
・ご入場前に検温を実施いたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから 14日間が経過されていない方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
なお、海外から帰国されてから 14 日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で応対をさせていただきます。
・株主席相互の間隔を広げるなどの衛生措置を取るため、例年よりもかなり少ない座席数となりますので、当日ご来場いただいても、ご入場できないことがございます。

3. 総会当日の議事進行について

株主様、従業員の感染拡大防止のため、短時間での開催を行います。

・報告事項については要点のみ行います。詳細につきましては当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)上にて開示いたしますので、詳細をご確認されたい株主様は同記載をご覧ください。
・質疑の時間も短縮するため、質問者数を制限させていただく場合がございます。

4. 最新の情報の確認について

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。
当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)上の最新情報をご確認ください。
・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻を変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しますので、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

5. その他

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
・株主様でない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の注記事項及び計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ohsho.co.jp)に掲載させていただきます。

インターネット等による
議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

1 QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

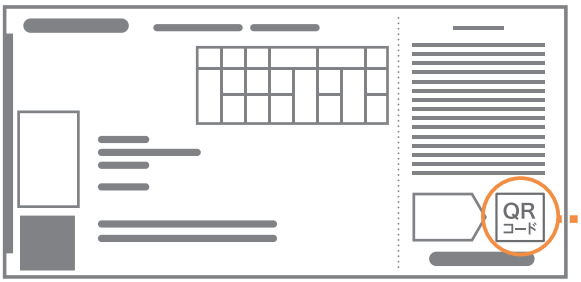



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ

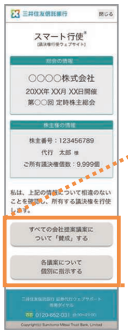

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

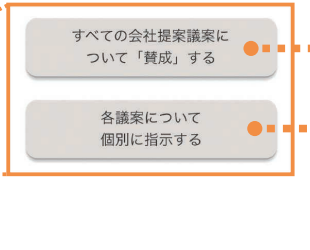

3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください

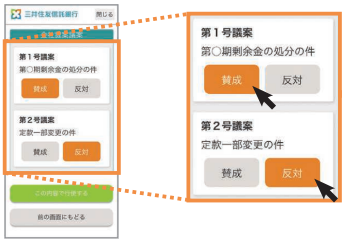

4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

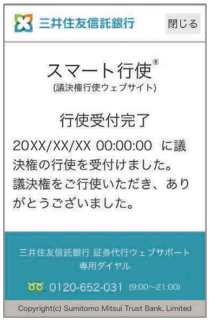

一度、議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、右記の「議決権行使コード・パスワード入力によるご行使」より行使をお願いいたします。

※スマート行使は、日本株主データサービス株式会社の登録商標です。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）へアクセス

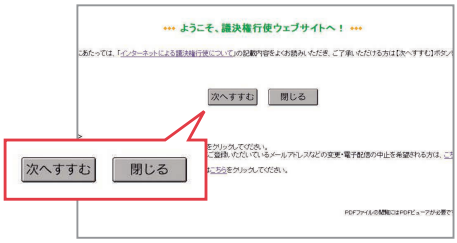

「次へすすむ」をクリック

スマートフォン・パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031
受付時間 午前9時～午後9時

2 ログインする

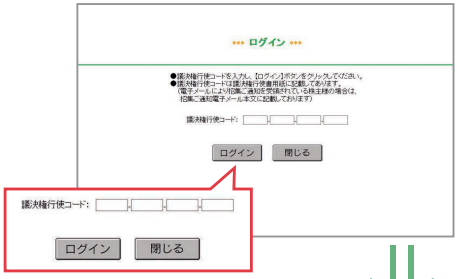

「議決権行使コード」※を入力し、「ログイン」をクリック



議決権行使書用紙

3 パスワードを入力

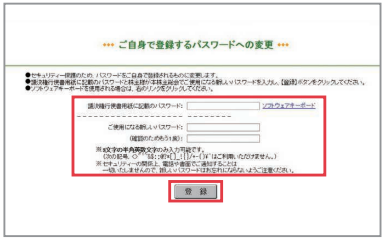

「パスワード」※を入力し、「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って賛否をご送信ください。

※インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対して長期的利益還元を行うことを重要な課題のひとつと位置づけており、営業力の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の拡充を図りつつ、新型コロナウイルス感染状況の業績への影響を踏まえた株主還元努力を最大限行う方針であり、当期期末配当金につきましては、1株あたり50円とさせていただきたいと存じます。

❶ 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式　1株につき金50円 総額　938,603,200円 なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いしておりますので、当事業年度の配当金は1株につき100円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月30日

第2号議案　取締役9名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任3名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、経営の監督機能強化と意思決定の迅速化を一層進めるとともに、東京証券取引所の新市場区分（プライム市場）への移行を見据え、社内出身の新任取締役1名を含む計6名（1名減員）、社外取締役を新任2名を含む3名とし、合わせて取締役9名の選任をお諮りいたします。なお、本議案が原案どおり承認された場合、社外取締役の3名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1が独立社外取締役となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

渡邊（わたなべ） 直人（なおと）（1955年8月19日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	17年	再　任	21,189株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3 月	当社入社
1984年12月	当社営業部次長
1990年 4 月	当社東京地区エリアマネージャー
2003年 1 月	当社営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長
2004年 6 月	当社取締役営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長
2005年 5 月	当社取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
2008年 6 月	当社常務取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
2011年 4 月	当社常務取締役第4営業部長
2013年12月	当社代表取締役社長
2017年 1 月	王將餐飲服務股份有限公司董事長（現任）
2017年 2 月	株式会社王将ハートフル代表取締役社長（現任）
2017年 7 月	当社代表取締役社長兼営業本部長
2019年 7 月	当社代表取締役社長兼営業推進本部長
2021年 4 月	当社代表取締役社長（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］
王將餐飲服務股份有限公司董事長
株式会社王将ハートフル代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

2013年12月に当社代表取締役社長に就任以来、営業体制の整備、製造部門の生産性向上、ガバナンスの強化など、企業価値向上のための取り組みを推進し、実績を上げてまいりました。当期におきましては、新型コロナウイルスの感染が急拡大する厳しい経営環境の中、適時適切な経営判断を行い、業績の回復を軌道に乗せました。当社取締役に必要な見識、能力、専門性を備えており、長期展望を持ち、戦略思考に優れているなど、当社経営の方向付けを行い、遂行する高い能力を有しております。当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 2

上田 実（うえだ みのる）（1957年6月14日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
	4年		3,350株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	日本マクドナルド株式会社入社
2003年 3 月	同 執行役員
2004年 9 月	株式会社ジー・エイチ・エフ・マネジメント 執行役員
2005年 4 月	同 常務取締役
2006年 6 月	同 専務取締役
2013年 4 月	株式会社GHFD代表取締役社長
2016年 6 月	office　UEDA代表（現任）
2016年 7 月	当社顧問
2017年 6 月	当社専務取締役
2017年 7 月	当社専務取締役執行役員 経営戦略本部長 兼情報サービス部長兼営業本部王将大学学長
2018年 6 月	当社専務取締役執行役員 経営戦略本部長 兼営業本部王将大学学長
2019年 7 月	当社専務取締役執行役員 経営戦略本部長 兼王将大学学長
2021年 4 月	当社専務取締役執行役員 経営戦略本部長兼FC推進部長 兼王将大学学長
2021年 6 月	当社専務取締役執行役員 経営戦略本部長兼海外事業部長 兼王将大学学長（現任）

[重要な兼職の状況]
office　UEDA代表

取締役候補者の選任理由

他の外食企業経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社取締役就任後は、当社の経営戦略部門を統括し、中期経営計画の策定と推進を主導し、当社内の教育部署である「王将大学」学長として従業員教育を推し進めるなど、企業価値向上のための重要な役割を果たしてまいりました。外食産業における高い専門性とともに、優れた事業マネジメント能力とガバナンスに関する幅広い見識を有しており、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

門林 弘（かどばやし ひろし） （1963年1月17日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	4年	再　任	8,867株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社
2002年11月	当社第1営業部エリアマネージャー
2014年 6 月	当社第2営業部長
2015年 6 月	当社執行役員第2営業部長
2017年 6 月	当社取締役執行役員第2営業部長
2017年 7 月	当社取締役執行役員 営業本部第2営業部長
2018年 7 月	当社取締役執行役員 営業本部営業部統括部長兼第3営業部長
2019年 6 月	当社常務取締役執行役員 営業本部営業部統括部長兼第3営業部長
2019年 7 月	当社常務取締役執行役員営業本部長 兼第3営業部長兼営業サポート部長 兼東京事務所長
2021年 4 月	当社常務取締役執行役員営業本部長 兼西日本第3営業部長 兼東日本第1営業部長 兼営業サポート部長 兼店舗開発部長兼東京事務所長（現任）

取締役候補者の選任理由

当社入社以来、営業部門に従事し、営業本部を統括する立場として陣頭指揮を執り、店舗のQSCの向上と従業員満足度の引き上げを図り、当期においては高いマネジメント能力をもって新型コロナウイルス感染症に適切に対処するなど、業績回復を主導いたしました。当社事業について豊富な経験、実績、専門性を有しており、当社の持続的成長のために求められる見識を備えていることから、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 4

戸田（とだ） 光祐（こうすけ）（1968年2月8日生）

	取締役在任年数 （本定時株主総会終結時） 2年	再　任	所有する当社株式の数 1,758株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4 月	株式会社三和総合研究所 （現　三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社
2011年 7 月	同 チーフコンサルタント
2018年10月	当社執行役員 製造本部長兼工場管理部長兼購買部長
2019年 6 月	当社常務取締役執行役員 製造本部長兼工場管理部長兼購買部長
2019年 7 月	当社常務取締役執行役員 製造本部長兼製造部長兼工場管理部長 兼購買部長（現任）

取締役候補者の選任理由

長年にわたる経営コンサルタントとして培われた経験から、製造部門に関する高い戦略性に基づいた事業マネジメントを遂行し、積極的な投資による生産性向上などの実績を上げてまいりました。食品製造から配送、在庫管理に至るサプライチェーンマネジメントに関する高い専門性と知見を備えており、リスクマネジメントに関する見識も十分に有することから、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

池田 直子（いけだ なおこ）（1964年6月13日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再任	所有する当社株式の数
6年		1,673株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	安田火災海上保険株式会社（現　損害保険ジャパン株式会社）入社
1999年 9 月	いけだFP社会保険労務士事務所開所所長
2002年 8 月	株式会社ヒューマン・プライム設立 代表取締役
2008年 4 月	社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング開所所長（現任）
2012年 1 月	株式会社あおぞらコンサルティング設立 代表取締役
2015年 6 月	当社取締役
2016年 6 月	当社常務取締役
2016年 7 月	当社常務取締役執行役員 管理本部副本部長兼人事部長
2017年 7 月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼情報システム部長 兼営業本部ハートフル事業部長
2017年10月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼人事部長 兼情報システム部長 兼営業本部ハートフル事業部長
2017年12月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼採用教育部長 兼情報システム部長 兼営業本部ハートフル事業部長
2018年 7 月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼採用教育部長 兼営業本部ハートフル事業部長
2018年10月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼営業本部ハートフル事業部長
2019年 6 月	当社取締役相談役
2020年 6 月	当社取締役社長補佐
2021年 4 月	当社取締役社長補佐 経営デジタル推進準備室長（現任）

[重要な兼職の状況]

社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長

取締役候補者の選任理由

特定社会保険労務士として専門的な知識・見識を有しており、2015年に当社取締役に就任以来、経営全般、特に人事制度の整備、ガバナンスの強化を推進し、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の構成員として、取締役会の機能の独立性、説明責任の強化を図りました。人材マネジメント及びガバナンスに関する高い見識、専門性から、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

稲垣（いながき） 雅弘（まさひろ） （1958年5月14日生）

新　任

所有する当社株式の数 759株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	日本債券信用銀行（現　あおぞら銀行）入行
2003年 4 月	同 営業第七部長
2006年 1 月	アビックス株式会社入社
2007年 6 月	同 取締役管理本部長
2008年 9 月	株式会社アイディーズ入社
2009年 6 月	同 取締役管理部長
2014年 6 月	同 専務取締役
2017年 7 月	当社入社 当社経理部長
2017年 8 月	当社総務本部副本部長
2018年 5 月	当社執行役員 総務本部副本部長
2018年 7 月	当社執行役員 経理・財務本部長兼経理部長
2020年11月	当社執行役員 経理・財務本部長兼経理部長 兼総務本部長兼総務部長
2021年 4 月	当社執行役員 管理本部長 兼経理部長兼総務部長（現任）

取締役候補者の選任理由

長年にわたる金融機関での豊富な経験と高い専門性を活かし、当社入社後、執行役員として経理・財務部門を担当し、効果的な予算制度の確立に努めたほか、取締役会での会計情報の説明責任を果たし、総務業務を含めた管理部門を統括するなど、当社での業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。当社の財務戦略の推進など、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

野中 泰弘（のなか やすひろ） (1971年3月24日生)

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
2年	社外取締役候補者	170株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月	三菱化成株式会社 （現　三菱ケミカル株式会社）入社
1999年10月	太田昭和監査法人 （現　EY新日本有限責任監査法人）入所
2005年 9 月	株式会社ケイ・サポート代表取締役（現任）
2009年12月	監査法人双研社（現　双研日栄監査法人） 代表社員
2016年 7 月	ひかり監査法人代表社員（現任）
2019年 6 月	当社取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社ケイ・サポート代表取締役
ひかり監査法人代表社員

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

公認会計士として会計コンサルティング会社を経営されるなど、同氏が持つ豊富な経験と見識による積極的な意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督いただいており、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会では委員としての職責を果たしていただいております。当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
専門分野以外の経営経験はありませんが、今後も当社経営に対して、特に専門分野である会計面からの有益な助言、積極的な発言により、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に大きく貢献していただけると期待しております。

株主総会参考書類

候補者番号 8

岩本　生（いわもと　しょう）（1980年12月3日生）

新　任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 ―株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月	弁護士登録 協和綜合法律事務所入所
2014年10月	丸紅株式会社入社
2015年 7 月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2017年 1 月	ナレッジウィング法律事務所開所代表弁護士
2018年12月	同所 法人化 代表社員（現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士法人ナレッジウィング法律事務所代表社員

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

当社内部通報制度の社外窓口業務を委託し適切に対応いただいた実績と、弁護士としての専門的な知識と見識を有していることから、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

専門分野以外の経営経験はありませんが、当社の事業内容等については既に十分ご理解いただいていることから、今後も当社経営に対して、特に弁護士としての専門分野からの有益な助言、積極的な発言により、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に大きく貢献していただけると期待しております。

候補者番号 9

津坂 直子（つさか なおこ） （1971年1月20日生）

新　任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 ―株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4 月　株式会社日立製作所入社（人事部門所属）
2006年10月　研修講師として独立
2015年10月　津坂直子社会保険労務士事務所開所所長（現任）
2019年 5 月　株式会社TSUSAKAコンサルティング設立
　　代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
津坂直子社会保険労務士事務所所長
株式会社TSUSAKAコンサルティング代表取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

特定社会保険労務士としての専門的な知識と、長年にわたり研修講師及び人材育成コンサルタントとして企業の人材育成に取り組んでこられた豊富な経験から、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。
専門分野以外の経営経験はありませんが、今後も当社経営に対して、特定社会保険労務士としての専門性や人材育成等の豊富な経験に基づく有益な助言、積極的な発言により、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に大きく貢献していただけると期待しております。

（注）1. 各候補者の所有する当社株式数は、王将フードサービス役員持株会を通じて保有する株式数を含んでおります。
2. 候補者の野中泰弘氏、岩本生氏及び津坂直子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
なお、社外取締役候補者の岩本生氏は弁護士法人ナレッジウィング法律事務所の代表社員であり、当社と同弁護士法人との間に商取引関係（当社内部通報窓口の受付業務の委託）がありますが、その年間委託料は当社独立社外取締役の独立性判断基準である1千万円未満であることから社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
4. 当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として野中泰弘氏を指定し同取引所へ届け出ております。また、岩本生氏及び津坂直子氏を同じく指定し同取引所へ届け出る予定であります。
5. 候補者の野中泰弘氏、岩本生氏及び津坂直子氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は当該候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続もしくは締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

株主総会参考書類

第3号議案　監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役北川佳久氏が辞任され、監査役原哲也氏が任期満了となりますので、監査機能強化のための1名増員と合わせ、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、関島力氏は、監査役北川佳久氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役北川佳久氏の任期の満了する時までとなります。

本議案が承認可決されますと、監査役は現在の3名体制から4名体制となります。

これにより、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備える必要がなくなりましたので、補欠監査役候補については選任しておりません。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

関島 力（せきじま ちから）（1955年12月13日生）

	新　任	所有する当社株式の数 360株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	アサヒビール株式会社入社
2005年10月	同 新潟支店長
2008年 9 月	同 大阪統括支社長
2011年 3 月	同 北海道統括本部長
2013年 1 月	同 執行役員近畿圏統括本部長
2016年 3 月	アサヒグループホールディングス株式会社顧問 兼迎賓館館長
2016年 6 月	当社取締役（現任）
2017年 4 月	アサヒプロマネジメント株式会社 迎賓館管理部長

監査役候補者の選任理由

長年にわたる他社での営業経験、及び執行役員として会社経営に関与された豊富な知見をもとに、当社社外取締役として当社経営に有益な助言、監督をいただいてまいりました。今後は、その豊富な企業活動への見識や当社の事業活動に精通していることが、監査役の役割のうち特に業務監査の適切な遂行に資すると考えられることから、当社監査体制の機能強化に欠かせない必要な人材であると判断し、新たに監査役候補といたしました。

候補者番号 2

原 哲也（はら てつや）（1947年7月1日生）

監査役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
5年	社外監査役候補者	―株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1970年 3 月	警視庁入庁
2006年 9 月	警視庁退職
2006年10月	三本コーヒー株式会社執行役員
2009年 4 月	(公財)暴力団追放運動推進都民センター 専務理事
2010年 9 月	同 代表理事
2015年 6 月	同 顧問
2016年 4 月	サンキョー株式会社監査役(現任)
2016年 6 月	当社監査役(現任)

[重要な兼職の状況]

サンキョー株式会社監査役

社外監査役候補者の選任理由

警視庁や民間企業での経験と、企業の監査役や財団法人の代表理事等を歴任してこられたことを背景にして、当社経営に対し、企業経営を統治する高い見識と財務及び会計に関する深い造詣に基づく積極的な助言、監督をいただいてまいりました。今後も豊富な実務経験をもとに、適切に監査役としての職務を遂行いただけるものと考えられ、当社監査体制の機能強化に欠かせない必要な人材であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 3

中島 重夫（なかじま しげお）（1950年3月12日生）

新　任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 ―株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1973年 4 月	小杉産業株式会社入社
1985年 5 月	セコム株式会社入社
1991年 5 月	日本コンピュータセキュリティ株式会社（セコム・NTT合弁会社）取締役
1996年10月	セコムアクア株式会社代表取締役
2002年 4 月	セコムアルファ株式会社代表取締役
2012年 4 月	セコム株式会社顧問
2012年 6 月	株式会社省電舎社外取締役
2015年 3 月	セコム株式会社退職
2016年 3 月	いであ株式会社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

いであ株式会社社外取締役

社外監査役候補者の選任理由

長年にわたる企業経営者としての経験、また他事業の社外取締役としての経験から、ガバナンスに関する豊富な知識と、経営を監査する高い見識を有しております。適切に監査役としての職務を遂行いただけるものと考えられ、当社監査体制の機能強化に欠かせない必要な人材であると判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。

（注）1. 各候補者の所有する当社株式数は、王将フードサービス役員持株会を通じて保有する株式数を含んでおります。
2. 候補者の原哲也氏及び中島重夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。
3. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として原哲也氏を指定し同取引所へ届け出ております。また、中島重夫氏を同じく指定し同取引所へ届け出る予定であります。
5. 候補者の関島力氏、原哲也氏及び中島重夫氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は当該候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結もしくは継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

（ご参考）

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、役員の構成、及び当社事業戦略の遂行において期待される専門性と経験は次のとおりです。

氏　名	社外	独立役員	在任期間	専門性と経験						
				企業経営 事業戦略	営業・ マーケティング	製造・供給	財務・会計	人事・労務、 人材開発	DX・IT	コンプライアンス・ リスク管理 ESG・サステナビリティ
渡邊　直人			17年	●	●	●		●		●
上田　　実			4年	●	●			●	●	●
門林　　弘			4年	●	●			●		●
戸田　光祐			2年	●		●				●
池田　直子			6年	●				●	●	●
稲垣　雅弘			—	●			●			●
野中　泰弘	●	●	2年	●			●			●
岩本　　生	●	●	—					●		●
津坂　直子	●	●	—					●		●
関島　　力			—	●	●			●		●
原　　哲也	●	●	5年				●		●	●
松山　秀樹	●	●	2年				●			●
中島　重夫	●	●	—	●	●					●

*在任期間は取締役又は監査役に就任後、2021年6月29日定時株主総会終結時点の年数を記載しています。

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

連結経営成績サマリー

当連結会計年度 通期（4月～3月）	金額	構成比	前年同期比
売上高	80,616百万円	100.0%	94.2%
営業利益	6,073百万円	7.5%	78.9%
経常利益	6,867百万円	8.5%	84.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,287百万円	5.3%	80.7%

当連結会計年度 下半期（10月～3月）	金額	構成比	前年同期比
売上高	41,474百万円	100.0%	96.4%
営業利益	3,682百万円	8.9%	100.1%
経常利益	4,163百万円	10.0%	108.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,589百万円	6.2%	102.4%

上記のとおり4月から3月の当連結会計年度通期においては減収減益となりましたが、10月から3月の下半期においては減収ながらも増益となりました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した消費動向が、中国を始めとした海外経済の回復やGoToキャンペーン等の施策の効果により一時持ち直したものの、2021年1月に感染再拡大による2度目の緊急事態宣言が11都府県に発出され、再び経済活動が制限されました。2021年3月の緊急事態宣言解除後も、感染のリバウンドや変異ウイルスの感染拡大が国内外の経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況です。

外食業界は、新型コロナウイルス感染症の影響を最も大きく受けた業界の一つで、1度目の緊急事態宣言が発出された2020年4月は一般社団法人日本フードサービス協会の調査開始以来最低の売上となりました。また、年間で最も売上の多い7月、8月は、学校の夏休みの短縮、お盆時期の移動自粛などが客足を鈍らせ、12月は第三波による影響で忘年会需要が大幅に落ち込み、1月には2度目の緊急事態宣言による営業時間短縮、昼夜を問わない会食・外出自粛要請がなされるなど、外食業界にとって前例のない厳しい経営環境が続きました。

このような状況下において当社グループは、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に対する取り組みとして、一般社団法人日本フードサービス協会が定めるガイドラインに準じた感染防止対策をいち早く取り入れ、お客様と従業員の健康と安全を守ることを最優先とした対応を行い、生活する上で

欠かせない「安心・安全」で「美味しい食」の提供に取り組んでまいりました。

具体的には、全店舗に配布した感染予防ハンドブックにより全従業員が予防策について十分に理解し、出勤時の検温・体調チェック、従業員のマスク着用と手洗い・アルコール消毒、調理器具・店内各所のアルコール消毒等の徹底、飛沫感染防止ガードの設置等、飛沫感染を防ぐ店内環境作りなどです。また、新店については設計段階から、三密、飛沫感染を防止する店舗レイアウトを構築し開店させています。

こうした取り組みがお客様に評価いただけたことにより、店内飲食売上は、2回の緊急事態宣言があっても、着実に回復いたしました。

それに加え、従前よりテイクアウト需要が増加すると予想し、利用時の事前予約・事前決済等のシステムを直営全店に導入していたことにより、外出自粛、外食の営業時間の短縮、在宅勤務の増加等で一気に増加したテイクアウト需要に対応することができました。そして、デリバリーへのニーズの高まりに対し、タイムリーにデリバリーサービス対応店舗を2021年3月末時点でフランチャイズ(以下「FC」という。)加盟店47店舗を含む413店舗と拡大させ、その需要を取り込むこともできました。また、店舗独自の活動として、ご自宅で調理されるお客様向けに生餃子セールを積極的に実施したことなども、店内飲食売上の落ち込みをカバーすることに効果を発揮しました。

中期経営計画をコロナ禍にあっても、手を休めることなく着実に推進し、経営理念の実現に取り組んで来たことで、逆境に打ち勝つ強い組織へと成長したと自負しております。

その主な戦略と成果については以下のとおりであります。

①人材戦略

社内に開設した教育部署である「王将大学」が社員の階層ごとに実施している研修につきましては、緊急事態宣言中はリモートでの研修、緊急事態宣言の解除後は感染防止策を十分に行った上で少人数にて途切れることなく実施してまいりました。各研修はマネジメントスキルの強化、及び各等級に応じた実践的な知識とスキルの習得を目的にしており、研修終了時に実施している受講者アンケートで高い研修満足度が得られております。

このように人材育成の投資を継続して来た成果は、この度のコロナ禍において、いかんなく発揮され、売上対策、店舗環境整備、人件費コントロールなど本社から指示がなくとも、店舗毎に主体的に改善が行われ、早期業績回復の大きな要因となりました。

調理技術の向上を目的に社内に開設された「王将調理道場」では、調理技術認定制度を導入して調理技術のレベルを明確化し、社員の調理技術の一層の引き上げを図りました。また、作成した調理動画を店舗に配信するとともに、調理講習会のライブ配信も行い、これには延べ6,400名以上が受講するなど、いつでも学べる環境を作りました。これらのことにより、店舗での調理講習会の実施が容易となり、コロナ禍においても料理の味の向上に努めることができました。

②商品戦略

料理の美味しさを追求するため、グランドメニューを中心に常にレシピを見直すとともに、調理マニュアルを刷新いたしました。テイクアウト商品においては、「餃子の王将 レンチンシリーズ」の新商品(餃子・唐揚弁当、炒飯弁当、焼そば弁当、天津飯弁当)やお鍋ひとつで簡単調理ができるラーメンパック3種類を新発売いたしました。また、3月には通常の2倍以上の青森県産にんにくを使用した第3の新餃子「にんにく激増し餃子」を販売開始いたしました。コロナ禍にあって、滋養強壮や疲労回復の効果があると一般的に知られているアリシンを豊富に含んだにんにくに

着目し、満を持して開発した商品であり、香りや旨みにガツンとしたインパクトのある餃子が大変ご好評をいただいております。

③店舗開発戦略

既存店に関しましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため一般社団法人日本フードサービス協会が定めるガイドラインに沿った対応(飛沫感染防止ガードの設置、店内混雑緩和のためのテイクアウトコーナーの設置・レジの増設等)を行ったほか、快適な食空間作りのため、空調設備の定期的な交換を実施しております。また店内の安全性向上に向けて厨房・ホールの床の改修工事等を実施いたしました。

新店に関しましては、ロードサイド店として、2020年6月にさいたま市の17号さいたま町谷店、7月に北九州市の3号小倉三萩野店、2021年3月に飯塚市の200号飯塚西町店、茨木市の府道143号茨木島店を出店いたしました。設計段階から、店内飲食のお客様との動線を分けるためテイクアウト専用窓口を設け、カウンター席・テーブル席・レジ・テイクアウト窓口に飛沫感染防止ガードを設置するなど、ガイドラインに準じた店舗作りを行いました。また、フードコート店舗として2020年9月に横浜市の駅近商業施設1階にモザイクモール港北店を出店しました。フードコートタイプですが、フルメニュー対応とし、液晶パネル7枚を設置してインパクトがある表示にもこだわりました。おかげさまで同施設内の数あるフードコート店舗の中で、最高の売上を記録しています。

④販促戦略

毎年好評いただいている「2021年版ぎょうざ倶楽部お客様感謝キャンペーン」ではロゴ入りラーメン鉢や目覚まし時計に加え、餃子柄晴雨兼用折りたたみ傘や餃子柄ショッピングエコバッグ等、日々の生活に密着した賞品を取り揃えました。さらにご家庭で食事をされる機会が増加したことに対応し、餃子のお皿を賞品とした「生餃子スタンプキャンペーン」、生ビール1杯につき100円引き又は生ビール半額券をご提供する生ビールキャンペーン、創業53年目を迎えた2020年12月24日・25日の2日間限定で税込500円分割引券を配布する創業祭など、途切れることなく販促企画を実施することで、厳しい環境の中でもお客様の来店を促し、売上を引き上げることができました。

また、ダウンロード数が227万を突破した「餃子の王将スマホアプリ」は、「ぎょうざ倶楽部会員カード」を登録できる機能と「お客様感謝キャンペーン」のスタンプを貯められる機能を追加した最新バージョンをリリースしました。これにより、スマホの画面を提示するだけで会員特典を受けられ、スタンプをペーパーレスで貯めることができます。今後も、ますます便利なアプリとなるよう開発を継続中です。広告の分野では、コロナ禍を受けて、家庭での調理の機会が増えてますます多忙となった主婦の方々に対し、当社の生餃子や料理を役立てていただきたいというメッセージを伝えるテレビコマーシャルを新たに制作し積極的に投下しました。その他、株式会社アダストリア(東京都渋谷区渋谷2―21―1/代表取締役会長兼社長 福田三千男)が展開する20代に人気のファッションブランド「RAGEBLUE」との期間限定でのコラボにより、「餃子の王将」を題材にデザインしたTシャツや生活雑貨計10アイテムが発売され、大変好評をいただきました。

[サステナビリティへの取り組み]

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により子どもたちの生活環境が大きく変化している状況に鑑み、毎年3月に販売している「野菜煮込みラーメン」の売上に対し、1杯30円をこども食堂サポートセンター(運営:一般社団法人全国食支援活動協力会)を通じて、各地の「こども食堂」に寄付させていただくことといたしました。

また、ストローとお持ち帰り用スプーン及びレジ袋については、プラスチック製を廃止し、他の素材への切り替え等を実施

いたしました。

工場では、環境配慮設計によりエネルギーコストを削減、AIを利用した配送編成により配送距離を適正化し、DXにより物流業務時間を短縮するとともに、製品化率の引き上げにより食材ロスを削減するなど、カーボンニュートラルに向けた積極的な取り組みを図っております。

なお、当社は従前から食の安心安全に最大限配慮してまいりました。2014年度に当社の看板商品であります餃子、そして麺の主要食材を国産化に大きく切り替えました。この取り組みは、主要仕入先と協議を重ね、安心安全は勿論のこと、味へのこだわりを厳正に追求したものです。今後もこの取り組みを持続するためにも、仕入先と有機的なネットワークを構築・強化して、お客様にご満足いただける食材を提供いたします。

以上の結果、2020年10月には店内飲食売上の回復とテイクアウト・デリバリー売上の上積みにより、前年同月を上回る過去最高売上を更新するまでになり、11月からの第三波による感染拡大、2021年1月から2度目の緊急事態宣言があっても、業績への影響を最小限にとどめることができました。

当連結会計年度における売上高としては、新型コロナウイルス感染症の影響による客数の減少等により、前年同期に比べて49億55百万円(5.8%)の減収で806億16百万円となりましたが、前述のとおり2020年4月に一旦落ち込んでから顕著な回復傾向を示しました。

営業利益は、効率的なシフト編成による人件費コントロールや水道光熱費の抑制等もあって60億73百万円となり、前年同期に比べて16億24百万円(21.1%)の減益ながら、下半期(10月から3月)に限っての営業利益は前年同期比0.1%の増益となりました。

経常利益は、上記理由等により、前年同期に比べて12億16百万円(15.1%)の減益で68億67百万円となりましたが、下半期(10月から3月)に限っての経常利益は前年同期比8.5%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、上記理由等により、前年同期に比べて10億24百万円(19.3%)の減益で42億87百万円となりましたが、下半期(10月から3月)に限っての親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比2.4%の増益となりました。

当連結会計年度の店舗展開の状況につきましては、直営5店、FC3店の新規出店、FC11店の閉店を行っております。これにより期末店舗数は、直営528店、FC206店となりました。

〔売上高の状況〕

区分＼期別	前期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)			当期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		
	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)
直営店	523	78,920	92.2	**528**	**73,885**	**91.7**
FC加盟店	214	6,651	7.8	**206**	**6,730**	**8.3**
合計	737	85,571	100.0	**734**	**80,616**	**100.0**

(注1) 直営店は、直営店舗での中華料理等の販売高であり、FC加盟店は、当社からの中華食材等の販売高であります。
(注2) 店舗数は期末日現在の店舗数であります。

〔地域別直営店売上状況〕

区分＼期別	前期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）			当期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)
関西地区	235	38,187	48.4	**236**	**35,566**	**48.1**
(京都府)	(44)	(7,640)	(9.7)	**(44)**	**(6,973)**	**(9.4)**
(大阪府)	(114)	(17,101)	(21.7)	**(115)**	**(15,983)**	**(21.6)**
(兵庫県)	(38)	(6,324)	(8.0)	**(38)**	**(5,929)**	**(8.0)**
(滋賀県)	(15)	(3,119)	(4.0)	**(15)**	**(2,891)**	**(3.9)**
(奈良県)	(15)	(2,554)	(3.2)	**(15)**	**(2,399)**	**(3.3)**
(和歌山県)	(9)	(1,446)	(1.8)	**(9)**	**(1,388)**	**(1.9)**
北海道地区	19	2,246	2.8	**19**	**2,030**	**2.7**
東北地区	5	693	0.9	**5**	**583**	**0.8**
関東地区	145	20,629	26.1	**147**	**19,039**	**25.8**
甲信越地区	8	881	1.1	**8**	**783**	**1.1**
東海地区	51	8,410	10.7	**51**	**8,029**	**10.9**
北陸地区	16	2,022	2.6	**16**	**1,990**	**2.7**
中国・四国地区	17	1,998	2.5	**17**	**1,855**	**2.5**
九州地区	24	3,556	4.5	**26**	**3,700**	**5.0**
台湾	3	294	0.4	**3**	**305**	**0.4**
合計	523	78,920	100.0	**528**	**73,885**	**100.0**

2 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は31億64百万円であり、主なものは次のとおりです。

[新設直営店舗]

17号さいたま町谷店(埼玉県)、モザイクモール港北店(神奈川県)、府道143号茨木島店(大阪府)、3号小倉三萩野店・200号飯塚西町店(福岡県)計5店舗

[改装直営店舗]

摂津富田駅前店(大阪府)、奈良都跡店(奈良県)、和歌山堀止店(和歌山県)計3店舗

[成形餃子ライン増設]

久御山工場(京都府)

3 資金調達の状況

安定した資金調達基盤を維持しつつ、資金効率を重視して資金調達を行っております。当期におきましては、積極的に既存店、工場への投資を行う一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業績への影響が懸念されたため、取引金融機関から合計250億円の長期借入を行い、万一の資金流出に備えました。結果として、資金繰りへの影響は限定的で、手許資金は余剰となりましたが、これからも先行き不透明な環境が続くと予想されるため、資金調達は資金効率とともに資金の安定を重視して検討してまいる予定です。

4 会社の経営の基本方針

当社の社会的使命は『快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を使命とします。』と定めています。そして、その使命を全うするために『お客様から褒められる店を創ろう!』というわかりやすい言葉を経営理念としております。

お客様から褒められる店舗づくりを実現する為には、顧客ニーズをくみ取り、それに応えていく必要があり、そのためには従業員の「考える」「発言する」「行動する」「反省する」という主体性が不可欠です。当社は創業当時よりそうした「自奮自発の精神」を大切にし、従業員が自己成長することをサポートすることで、真のお客様サービスの追求と実践を行ってまいりました。今後もこの精神を伝承し、個人と会社の成長を促進してまいります。

5 目標とする経営指標

当社は、原価率の適正な水準やコスト管理に注力しており、売上高営業利益率と配当性向を目標としておりましたが、当面の業績は新型コロナウイルスの感染拡大状況に大きく左右されることから、経営目標の達成に向けて最大限の努力を行ってまいります。

6 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一気に悪化しましたが、今後、ワクチン接種の進展等により沈静化し、経営環境は安定化することが期待されます。そしてコロナ収束後は、以前に戻るのではなく、リモートワーク、巣ごもり需要、非接触といった言葉に代表される「新しい生活様式」へ変容すると予想されています。しかしながら、形を変えながらも人との接触機会が減少すればするほど、人は安らぎを求めて食事に出かけるのではないかと考えます。なぜなら、人は心の拠り所を必要とするからです。だからこそ、来店していただいたお客様から「王将に来ると元気をもらえる」と言っていただける店舗を数多く創ることが、私たちの社会に対する使命であり、そこに私たち自身の成長のチャンスがあると考えております。

事業報告

こうした社会変化を受けて、私たちが取り組むべき1つ目の経営課題は、「人の技の向上(匠の技を磨く)」としました。当社は、これまで数々の成果を生んだ人材育成をさらに強化し、人にしかできない技を磨き続け匠の技へと昇華させます。調理技術のさらなる向上により今まで以上に美味しい料理を提供しつつ、創業時からのオープンキッチンでは、「気持ち」も「熱」も伝わり、人の「温かみ」が溢れ、来店されたお客様が他では味わえない幸福を感じる食体験を提供することを目指します。そうすることが、当社の強みを発展させ、他社が追随できない優位性を高めると確信しております。

次に、今後の経済環境を鑑みると、労働人口の減少、原材料価格の上昇が想定され経営環境は変動することが予想されます。このような環境下で安心安全な原材料を使用し、リーズナブルな料金を維持していくには、相当な努力と工夫が必要です。また、社会的関心が高まっているサステナビリティですが、これに企業として能動的に取り組み実現するには、事業活動の変革が必要になります。

そこで私たちは「デジタル技術の活用」による革新的な業務効率向上を2つ目の経営課題といたしました。

当社は、店舗、工場、本社、それぞれの組織がデジタル技術を用いた業務プロセスの見直しを行い、無駄を無くし、効率性、生産性を高めてまいります。デジタル技術を活用するにあたり、人が行わなくてもよいものは、徹底的に機械、或いはデジタル技術を活用し、人が創造的な仕事に集中できる環境を構築することを目指します。

具体的には、店舗でのAIを活用した売上予測に基づくシフト管理、食材の自動発注、現金管理の自動化、工場でのIoTによる省力化、受発注のオートメーション化、AIによる配送ルート編成の効率化、本社での労務管理の効率化、オンライン研修・e-ラーニングの導入など新たな技術を積極的に導入し、全社的な視点で最適化を図ってまいります。これらのデジタル技術の活用を着実に推進するため、本年4月に経営に直結した経営デジタル推進準備室を設置いたしました。

そして、これらの課題を踏まえた新たな中期経営計画を全社を挙げて策定しました。

「営業戦略」「FC推進戦略」「店舗開発戦略」の3つのメインとなる戦略を4つのサポート戦略が支え、戦略全体を「デジタル戦略」が包括し、全体的な最適化と効率化を図る形となっております。これらの戦略を着実に実行することで、会社と従業員のエンゲージメントを向上させ、経営理念を実現し、他を圧倒する業績獲得を目指してまいります。

メインのFC推進戦略では、この春、人事を刷新し、加盟店が抱える問題の解決に向けて強力にバックアップする体制を整え、加盟店とのパートナーシップを強化し、ブランド価値の向上に動き始めました。

また、店舗開発戦略では、人材育成や既存店のリカバリーが進んだことを受けて、積極的な出店に舵を切り、成果が出始めております。

最後に、当社は、このように「人にしか創り出せない価値」と「デジタル技術が創り出す価値」を融合させることにより、新たな価値を創造し、次なる発展を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社企業活動に引き続きご理解いただき、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

7 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

項目＼期別	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期)	第46期 (2020年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	78,117	81,638	85,571	**80,616**
経常利益	5,780	7,310	8,084	**6,867**
親会社株主に帰属する当期純利益	3,652	4,189	5,311	**4,287**
1株当たり当期純利益	195円07銭	223円62銭	283円10銭	**228円42銭**
純資産	46,122	46,872	50,305	**52,952**
総資産	65,102	63,950	67,538	**91,154**
1株当たり純資産額	2,463円47銭	2,498円83銭	2,680円94銭	**2,820円84銭**
自己資本比率	70.8%	73.3%	74.5%	**58.1%**

●売上高



●経常利益

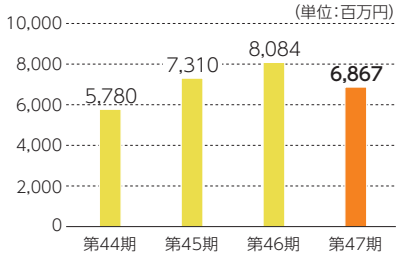

●親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益

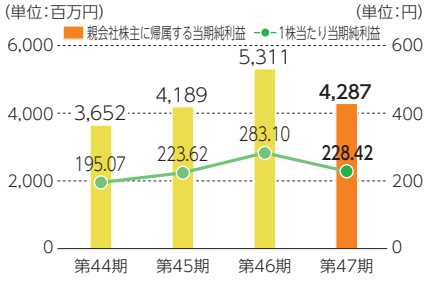

●総資産・純資産

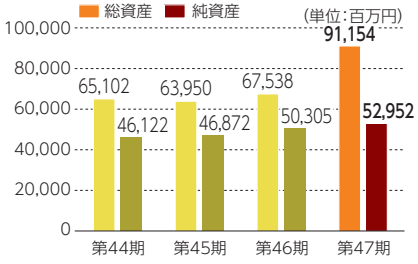

●1株当たり純資産額

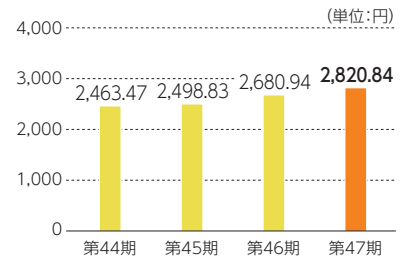

●自己資本比率

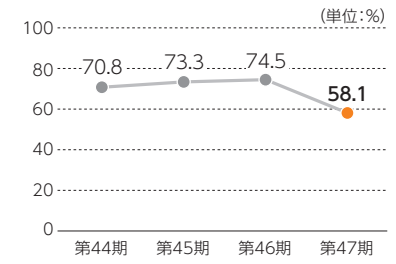

8 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
王將餐飲服務股份有限公司	288 (75百万新台湾ドル)	100%	中華料理を主体にした レストランの運営
株式会社王将ハートフル	30	100%	食材の加工、 クリーニング業務

9 主要な事業内容

事業部門	事　業　内　容
中　華　事　業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びFC加盟店への中華食材等の販売

10 主要な営業所及び工場

本　　社	京都府京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の１
東京事務所	東京都千代田区神田須田町2丁目11番地 協友ビル3階
久御山工場	京都府久世郡久御山町田井東荒見1番地１
九　州　工　場	福岡県福岡市東区松島３丁目７番13号
札　幌　工　場	北海道札幌市手稲区新発寒６条１丁目１番46号
東松山工場	埼玉県東松山市大字新郷405番１
直　　営　　店	528店舗(うち海外3店舗)
ＦＣ加盟店	206店舗

11 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,256名	15名増	35.6歳	10.2年

(注) 上記のほか、嘱託社員108名及びパートタイマー5,741名(1日8時間勤務として計算した期中平均人員)を雇用しております。

12 主要な借入先

借　入　先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	5,294百万円
株式会社みずほ銀行	5,294百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,294百万円
株式会社三井住友銀行	5,294百万円
株式会社りそな銀行	3,126百万円

借　入　先	借入金残高
株式会社滋賀銀行	873百万円
株式会社南都銀行	831百万円
株式会社関西みらい銀行	494百万円
農林中央金庫	494百万円

2 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数
90,000,000株

2 発行済株式の総数
23,286,230株
(自己株式4,514,166株を含む)

3 株主数
23,571名

4 大株主

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
アサヒビール株式会社	2,053	10.9
ジャパンフードビジネス株式会社	1,400	7.5
アリアケジャパン株式会社	1,100	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	987	5.3
加藤梅子	611	3.3
加藤ひろみ	602	3.2
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528	2.8
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	431	2.3
王将フードサービス取引先持株会	338	1.8
吉田英里	267	1.4
加藤貴司	267	1.4

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式4,514千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式　7,970株	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊直人	王將餐飲服務股份有限公司董事長 株式会社王将ハートフル代表取締役社長 営業推進本部長
専務取締役	上田実	執行役員　経営戦略本部長 王将大学学長 office　UEDA代表
常務取締役	木曽裕	執行役員　海外事業部長
常務取締役	門林弘	執行役員　営業本部長　第3営業部長 営業サポート部長　東京事務所長
常務取締役	戸田光祐	執行役員　製造本部長　製造部長 工場管理部長　購買部長
取締役	杉田元樹	執行役員　第1営業部長
取締役社長補佐	池田直子	社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長
取締役	渡邉雅之	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 日特建設株式会社社外取締役 株式会社廣済堂社外取締役
取締役	関島力	
取締役	野中泰弘	株式会社ケイ・サポート代表取締役 ひかり監査法人代表社員
常勤監査役	北川佳久	株式会社東京吉兆顧問
監査役	原哲也	サンキョー株式会社監査役
監査役	松山秀樹	松山秀樹税理士事務所代表

（注）1. 取締役渡邉雅之、関島力及び野中泰弘の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役北川佳久、原哲也及び松山秀樹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2020年6月26日開催の第46回定時株主総会において、補欠監査役として四方俊一氏が選任されております。
4. 取締役関島力氏は、2021年3月31日付でアサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長を退任いたしました。
5. 取締役野中泰弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役松山秀樹氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2020年6月26日開催の第46回定時株主総会において、北川佳久氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 髙橋正哲氏は、2020年6月26日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
9. 取締役渡邉雅之氏、野中泰弘氏及び監査役原哲也氏、松山秀樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
10. 是枝秀紀氏は2021年3月15日に取締役（執行役員FC推進本部長兼FC推進部長）を辞任いたしました。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役並びに当社執行役員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為行為含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	11名 （3名）	347百万円 （24百万円）	— 百万円 （ — 百万円）	44百万円 （ — 百万円）	392百万円 （24百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （4名）	21百万円 （21百万円）	— 百万円 （ — 百万円）	— 百万円 （ — 百万円）	21百万円 （21百万円）
合　計	15名	369百万円	— 百万円	44百万円	414百万円

（注）1. 上記以外に使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与含む）1名、13百万円を支給しております。
2. 上記非金銭報酬等は、取締役が自ら行った経営判断の結果を株主の皆様と共有することで、企業価値向上と株価上昇に対する貢献意欲をより高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬であります。譲渡制限付株式は、取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡や担保権の設定等一切の処分行為をすることができないものとしております。なお、社外取締役は経営を監督する立場であり、ガバナンスの面より譲渡制限付株式報酬の対象外としております。
3. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、2021年3月15日に辞任した是枝秀紀氏を含めております。
4. 社外監査役の支給人数及び報酬等の額には、2020年6月26日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した髙橋正哲氏を含めております。

5 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は取締役については2019年6月26日であり、監査役については2015年6月26日であります。決議の内容は、取締役の報酬等は年額400百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)とし、さらに別枠として取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定する内容であります。監査役の報酬等は年額40百万円以内とする内容であります。なお、当該決議がされた時点で対象とされていた員数は取締役11名(うち社外取締役3名)、監査役3名であります。

6 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬等の額に関する決定方針については、当社は企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本とすることを取締役会の決議により決定しております。取締役及び監査役の報酬の総額は株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当ては、取締役報酬については報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役報酬については監査役の協議によって決定しております。報酬諮問委員会で審議するにあたり、社長と取締役の面談を実施し、取締役の職責・職務内容、成果を確認しております。報酬諮問委員会において、役員報酬決定のための方針、基準、面談結果に基づき、各取締役に対する報酬方針を審議いたします。報酬諮問委員会の委員は、代表取締役社長、取締役社長補佐、社外取締役3名が委員として選任されております(合計5名・社内2名・社外3名)。報酬諮問委員会の議長は取締役会において選任された社外取締役が務めます。報酬諮問委員会の諮問決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決します。ただし、出席した独立社外取締役である委員の全員の同意がない場合には、当該諮問決議について報酬諮問委員会として推奨しないものとして取締役会に報告をします。取締役会では、報酬諮問委員会の審議結果、個別報酬の方針に基づき審議の上、報酬額を決定しており、報酬決定方針に基づくプロセスに沿ったものであることを確認しております。

取締役の報酬は月額報酬と賞与で構成する金銭報酬と譲渡制限付株式報酬となります。具体的に各報酬金額は、当社の業績の状況及び各取締役の職位等に応じるとともに、職位ごとに担う職務内容、職責が違うことから、職位ごとに基本となる報酬額を設定して支給しております。また、職位ごとの報酬額は基本となる報酬額(下限)から上限までの範囲を設け、各取締役の経験、能力、成果等により、その範囲で決定しております。

監査役については、監査役会での協議にて決定しており、高い独立性の観点から、固定金額としております。

7 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社との間に監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別な利害関係は有しておりません。

② 社外役員の主な活動状況

氏　名	区　分	主な活動状況
渡邉雅之	取締役	当事業年度開催の取締役会に18回中17回出席し、主に弁護士としての専門的見地から法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務め、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督を主導しております。 取締役会の実効性の分析・評価を実施するにあたっては、筆頭独立社外取締役として、評価方法や手続きに対し積極的に改善提案を行うなど重要な役割を果たしております。 独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
関島　力	取締役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、長年にわたるアサヒビール株式会社での営業経験及び執行役員として会社経営に関与された豊富な知見をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。 独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
野中泰弘	取締役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地及び会計コンサルティング会社経営の経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。 独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
北川佳久	常勤監査役	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会及び監査役会に13回中9回出席し、主に経理・財務業務の豊富な経験と専門的知識をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。
原　哲也	監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に警視庁や民間企業での経験、並びに監査役や財団法人の代表理事等の幅広い経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。
松山秀樹	監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的な知識・経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は会計監査人との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

①会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。

②会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間、監査報酬の推移及び前事業年度の実績を確認した結果、妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である王將餐飲服務股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

【運用状況】

コンプライアンス宣言及び行動規範をホームページを通じて社内外へ告知しており、コンプライアンス意識向上を目的に、社員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス委員会は全社的なコンプライアンス方針を検討、審議しており、関係部門にて対策を実施しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、ホームページ及び各事業所に掲示し、コンプライアンス及び反社会的勢力排除の意識の醸成を図るための小冊子を作成し社員へ配布しております。その他不当要求による被害を防止する責任者として直営店長を選任し各都道府県の暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

内部通報制度として労務部及び外部の弁護士が通報窓口を担当しており、通報内容についてコンプライアンス委員会委員に報告を行い、改善・再発防止に努めております。

監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

【運用状況】

取締役会関連文書等は、上記規程に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析した上で、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的又は特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよう危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

【運用状況】

リスクマネジメント会議で策定した重点対応リスクへの対策（中期・年度計画）に基づき、主管部署を特定の上対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。また、リスクが発生した場合の基本対応を定めた危機管理基本マニュアル、広報危機管理マニュアル等を整備しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会のほか、週に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催される経営戦略会議において経営上の重要案件を徹底的に協議した上で効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営戦略会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

【運用状況】

月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は取締役会及び経営戦略会議に報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。

5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的又は臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

【運用状況】

子会社については、現預金管理や売上管理等を親会社がモニタリングできる体制を整えており、子会社の業務の適正を確保しております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

【運用状況】

監査室は監査役会の事務局としても機能しており、監査室員の人事等は監査役と協議の上決定しております。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会の付議事項、経営戦略会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

【運用状況】

監査役が取締役会及び経営戦略会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、監査室からも情報提供を行っております。さらには、四半期ごとに監査役、会計監査人、監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。

8 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

【運用状況】

各部門が構築した内部統制を監査室が独立的評価を行っており、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

また、当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

（組織としての対応）

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

（外部専門機関との連携）

2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

（取引を含めた一切の関係遮断）

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

（有事における民事と刑事の法的対応）

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

（裏取引や資金提供の禁止）

5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

2 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針及び社内規程を制定し、全役職員へ反社会的勢力排除の周知徹底に努めております。

具体策としては、総務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しており、コンプライアンス研修における反社会的勢力排除の教育や小冊子の配布等により反社会的勢力排除に関する意識の醸成に努めております。また、直営店長

を不当要求による被害を防止する責任者に選任し、暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前調査では判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないよう努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

1 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、種々の施策を実行しております。

これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、売上高等の金額に消費税等は含まれておりません。

計算書類等

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第47期（2021年3月31日現在）
資産の部	
流動資産	**42,452**
現金及び預金	39,590
売掛金	1,597
商品及び製品	116
原材料	353
その他	800
貸倒引当金	△4
固定資産	**48,701**
有形固定資産	**36,092**
建物及び構築物	12,118
機械装置及び運搬具	2,422
工具、器具及び備品	879
土地	20,649
建設仮勘定	22
無形固定資産	**143**
ソフトウエア	101
ソフトウエア仮勘定	20
施設利用権	20
投資その他の資産	**12,465**
投資有価証券	5,286
長期貸付金	20
退職給付に係る資産	812
繰延税金資産	2,029
差入保証金	4,274
その他	57
貸倒引当金	△15
資産合計	**91,154**

科　目	第47期（2021年3月31日現在）
負債の部	
流動負債	**20,582**
買掛金	1,986
１年内返済予定の長期借入金	10,931
未払法人税等	1,284
賞与引当金	1,005
その他	5,375
固定負債	**17,619**
長期借入金	16,063
再評価に係る繰延税金負債	506
資産除去債務	830
その他	217
負債合計	**38,201**
純資産の部	
株主資本	**52,764**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,259**
利益剰余金	**46,045**
自己株式	**△10,707**
その他の包括利益累計額	**188**
その他有価証券評価差額金	**3,119**
土地再評価差額金	**△3,238**
為替換算調整勘定	**△16**
退職給付に係る調整累計額	**324**
純資産合計	**52,952**
負債・純資産合計	**91,154**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）	
売上高		80,616
売上原価		24,527
売上総利益		**56,088**
販売費及び一般管理費		50,014
営業利益		**6,073**
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
受取地代家賃	59	
ＦＣ加盟料	107	
補助金収入	475	
その他	254	959
営業外費用		
支払利息	57	
賃貸費用	84	
その他	23	166
経常利益		**6,867**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	67	
減損損失	209	276
税金等調整前当期純利益		**6,591**
法人税、住民税及び事業税	2,311	
法人税等調整額	△7	2,304
当期純利益		**4,287**
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,287**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,166	9,232	43,869	△10,726	50,542
当期変動額					
剰余金の配当			△2,064		△2,064
親会社株主に帰属する当期純利益			4,287		4,287
自己株式の取得		0		△1	△0
自己株式の処分		27		19	47
土地再評価差額金の取崩			△47		△47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	27	2,175	18	2,222
当期末残高	8,166	9,259	46,045	△10,707	52,764

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,174	△3,286	△18	△107	△237	50,305
当期変動額						
剰余金の配当						△2,064
親会社株主に帰属する当期純利益						4,287
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						47
土地再評価差額金の取崩		47			47	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△55	—	1	432	378	378
当期変動額合計	△55	47	1	432	425	2,647
当期末残高	3,119	△3,238	△16	324	188	52,952

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第47期（2021年3月31日現在）
資産の部	
流動資産	**42,350**
現金及び預金	39,517
売掛金	1,572
商品及び製品	116
原材料	352
前払費用	501
その他	295
貸倒引当金	△ 4
固定資産	**48,438**
有形固定資産	**36,017**
建物	11,413
構築物	660
機械及び装置	2,348
車両運搬具	71
工具、器具及び備品	852
土地	20,649
建設仮勘定	22
無形固定資産	**143**
ソフトウエア	101
ソフトウエア仮勘定	20
施設利用権	20
投資その他の資産	**12,277**
投資有価証券	5,286
関係会社株式	30
関係会社出資金	108
長期貸付金	20
長期前払費用	48
前払年金費用	345
繰延税金資産	2,172
差入保証金	4,272
その他	9
貸倒引当金	△15
資産合計	**90,788**

科　目	第47期（2021年3月31日現在）
負債の部	
流動負債	**20,553**
買掛金	1,979
１年内返済予定の長期借入金	10,931
未払金	2,204
未払費用	2,168
未払法人税等	1,281
賞与引当金	1,005
その他	982
固定負債	**17,613**
長期借入金	16,063
再評価に係る繰延税金負債	506
資産除去債務	825
その他	217
負債合計	**38,167**
純資産の部	
株主資本	**52,740**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,259**
資本準備金	9,026
その他資本剰余金	232
利益剰余金	**46,021**
利益準備金	940
その他利益剰余金	45,081
保険差益積立金	17
固定資産圧縮積立金	220
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	22,044
自己株式	**△10,707**
評価・換算差額等	**△119**
その他有価証券評価差額金	**3,119**
土地再評価差額金	**△3,238**
純資産合計	**52,621**
負債・純資産合計	**90,788**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）	
売上高		80,310
売上原価		24,447
売上総利益		**55,862**
販売費及び一般管理費		49,744
営業利益		**6,118**
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
受取地代家賃	59	
ＦＣ加盟料	107	
補助金収入	459	
その他	259	948
営業外費用		
支払利息	57	
賃貸費用	84	
その他	23	165
経常利益		**6,901**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	67	
減損損失	194	
関係会社出資金評価損	179	441
税引前当期純利益		**6,459**
法人税、住民税及び事業税	2,308	
法人税等調整額	△7	2,300
当期純利益		**4,159**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						保険差益積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,166	9,026	205	9,232	940	18	224	22,800	19,991	43,974
当期変動額										
保険差益積立金の取崩						△1			1	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△3		3	－
剰余金の配当									△2,064	△2,064
当期純利益									4,159	4,159
自己株式の取得			0	0						－
自己株式の処分			27	27						－
土地再評価差額金の取崩									△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	27	27	－	△1	△3	－	2,052	2,047
当期末残高	8,166	9,026	232	9,259	940	17	220	22,800	22,044	46,021

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,726	50,646	3,174	△3,286	△111	50,535
当期変動額						
保険差益積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△2,064				△2,064
当期純利益		4,159				4,159
自己株式の取得	△1	△0				△0
自己株式の処分	19	47				47
土地再評価差額金の取崩		△47		47	47	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△55	－	△55	△55
当期変動額合計	18	2,094	△55	47	△8	2,085
当期末残高	△10,707	52,740	3,119	△3,238	△119	52,621

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三浦宏和　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社王将フードサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三浦宏和　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社王将フードサービス 監査役会

常勤社外監査役　北川佳久 ㊞

社外監査役　原　哲也 ㊞

社外監査役　松山秀樹 ㊞

以上

よくあるご質問にお答えします

Q1 新型コロナウイルスが今期業績に与えた影響は?

A1 2020年4月の売上は前年比78.2%となりましたが、以降徐々に回復し、10月は102.8%と前年を上回るまでに回復いたしました。その後、2回目の緊急事態宣言を受けても前年比90%以上を維持できました。テイクアウトの強化などの施策を早期に打ったことが店内売上の落ち込みを下支えし、さらに人材育成の投資を継続してきた成果が店舗ごとでの主体的な改善として現れ、早期業績回復を実現しました。下期に限れば、前期比増益を達成いたしました。

Q2 今後の出店戦略は?

A2 東日本を重点エリアとしつつ、全国的にロードサイド店を中心として積極的に出店する計画としております。また、新規出店をしつつも、既存店におけるQSCレベルの向上に重点を置きながら、お客様に愛され繰り返し来店していただける店づくりをしてまいります。

Q3 今後の海外事業の展開は?

A3 今後の海外事業の展開は、全世界に蔓延する新型コロナウイルス感染症による経営環境への影響による先行きが不透明なことから、新たな展開については慎重に検討してまいります。

Q4 配当に対する考え方は?

A4 株主の皆様への安定的な長期的利益還元を重要な課題の一つと考え、配当性向50%を目標に配当を実施してまいりました。2021年3月期末の配当性向は43.8%となっております。今後は新型コロナウイルスの影響による先行き不透明な状況を鑑みて、経営基盤を固めるための適切な投資、資金確保を行い、株主の皆様への長期的な利益還元を目指したいと考えております。

Q5 取締役の人数は適切ですか？

A5 当社を取り巻く経営環境の変化に素早く対応するため、執行に関する意思決定をより迅速に行い、また、社外取締役の取締役会の比重を高めることがガバナンスの強化につながると考え、社内取締役の員数を削減して6名、社外取締役を3名とし、合わせて9名といたしました。

なお、員数は減少いたしましたが、当社の経営に必要な経験や専門性を考慮した上で人選をいたしております。

Q6 中期経営計画の成果は？

A6 中期経営計画はコロナ禍にあっても、計画どおり着実に推進し、経営理念の実現に取り組んでまいりました。その結果、逆境に打ち勝つ強い組織へと成長し、それが4月以降回復基調で推移した2021年3月期の業績改善につながったと考えております。

なお、具体的な取り組みと成果については、本定時株主総会招集ご通知24頁～25頁をご覧ください。

Q7 当社におけるSDGs及びESG経営とは？

A7 現在に至るまで、SDGsに規定されている17項目及びターゲット内容に鑑みながら、それに準じて設備投資や作業工程改善による食材ロス削減（廃棄物削減）などの活動を実施してまいりました。

今後は、2021年4月から始まる新中期経営計画にて、当社が果たすべき社会的使命、経営理念に則り、全社横断的なプロジェクトとして、取り組み方針を体系化して具体的なアクションプラン（環境配慮活動以外に、DXを駆使した労働時間の適正化による従業員の働き方改革、コーポレートガバナンスコードに則った様々な企業統治の計画的な遂行など）を推進してまいります。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

定時株主総会会場のご案内

日　時

2021年6月29日(火曜日)
午後1時(受付開始:正午)

場　所

京都市東山区粟田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都
西館4階 瑞穂の間
TEL(075)771-7111





交　通　**地下鉄東西線「蹴上駅」2番出口より徒歩約2分**

○「蹴上駅」へのアクセス
- JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線(国際会館方面)に乗車
  「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線(六地蔵方面)に乗りかえ
- JR線「山科駅」から地下鉄東西線(太秦天神川方面)に乗車
- 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線(六地蔵方面)に乗車
- 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線(国際会館方面)に乗車
  「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線(六地蔵方面)に乗りかえ

株式会社 王将フードサービス
https://www.ohsho.co.jp

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT